



# 山形県公報

令和5年11月10日(金)  
第453号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……1155
- 同……………(同) ……1156
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……1157
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1158
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……1159
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(水産研究所) ……1160
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(専門職大学整備推進課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(企業局) ……1161

## 告 示

### 山形県告示第788号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
一般財団法人三友堂病院	三友堂メディカルケアサービス 米沢市中央六丁目1番219号	福祉用具貸与	令和5.11.1
一般財団法人三友堂病院	三友堂メディカルケアサービス 米沢市中央六丁目1番219号	特定福祉用具販売	同

**山形県告示第789号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
Empowerment Holdings株式会社	はなまる訪問看護ステーション 米沢市矢来二丁目6番13号	訪問看護	令和5.11.1

**山形県告示第790号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
一般財団法人三友堂病院	三友堂メディカルケアサービス 米沢市中央六丁目1番219号	介護予防福祉用具貸与	令和5.11.1
一般財団法人三友堂病院	三友堂メディカルケアサービス 米沢市中央六丁目1番219号	特定介護予防福祉用具販売	同

**山形県告示第791号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
Empowerment Holdings株式会社	はなまる訪問看護ステーション 米沢市矢来二丁目6番13号	介護予防訪問看護	令和5.11.1

**山形県告示第792号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニュー東北	株式会社ニュー東北本部 米沢市中央六丁目1番219号	福祉用具貸与	令和5.10.31
株式会社ニュー東北	株式会社ニュー東北本部 米沢市中央六丁目1番219号	特定福祉用具販売	同

**山形県告示第793号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニュー東北	株式会社ニュー東北本部 米沢市中央六丁目1番219号	介護予防福祉用具貸与	令和 5. 10. 31
株式会社ニュー東北	株式会社ニュー東北本部 米沢市中央六丁目1番219号	特定介護予防福祉用具販売	同

**山形県告示第794号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
山形市
- 調査を行った期間  
令和2年3月2日から令和4年3月18日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
飯塚町、大字上樫沢、大字下樫沢、西原一丁目、西原二丁目及び大字志戸田の各一部
- 認証年月日  
令和5年10月24日

**山形県告示第795号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
山形市
- 調査を行った期間  
令和2年3月2日から令和4年3月18日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
大字志戸田及び大字上樫沢の各一部
- 認証年月日  
令和5年10月24日

**山形県告示第796号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
上山市
- 調査を行った期間

令和2年3月2日から令和4年3月11日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
上市市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
矢来四丁目、南町、石堂及び長清水一丁目の各一部
- 5 認証年月日  
令和5年10月24日

#### 山形県告示第797号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
天童市
- 2 調査を行った期間  
令和2年3月2日から令和4年3月4日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
天童市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字蔵増の一部
- 5 認証年月日  
令和5年10月24日

#### 山形県告示第798号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
飯豊町
- 2 調査を行った期間  
令和2年7月3日から令和5年1月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
飯豊町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字萩生の一部（六郎沢）
- 5 認証年月日  
令和5年10月24日

#### 山形県告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により定めた県営亀岡西地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営亀岡西地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
高島町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年11月10日から同年12月11日まで
- 4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

---

**山形県告示第800号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形河川国道事務所管内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年10月6日から令和6年2月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、数値図化）

---

**山形県告示第801号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、最上町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡最上町下白川地区
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年10月6日から令和6年3月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値図化）

---

**山形県告示第802号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市の一部、上山市の一部、東村山郡山辺町の一部、同郡中山町の一部
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年10月3日から令和5年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値地形図作成）

---

**山形県告示第803号**

次の開発行為は、完了した。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和5年8月16日 指令村総建第191号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字大塚字大塚323番7
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山形市南原町一丁目7番9号 カーサヴェルデ102号 工藤 大輝

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年11月10日

山形県水産研究所長 阿 部 信 彦

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和5年度漁業試験調査船「最上丸」定期検査受検手続及び上架整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県水産研究所総務課 鶴岡市加茂字大崩594 電話番号0235(33)3150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年10月2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社ヤマニシ 宮城県石巻市西浜町1番地2
- 5 随意契約に係る契約金額 59,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
東北農林専門職大学（仮称）学生食堂厨房構築業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県農林水産部専門職大学整備推進課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2383
- 3 落札者を決定した日 令和5年10月5日
- 4 落札者の名称及び所在地  
せんじん商事株式会社 酒田市亀ヶ崎一丁目7番11号
- 5 落札金額 38,830,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和5年8月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、タブレット型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年11月10日

山形県企業管理者 沼澤好徳

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和5年12月22日（金） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 タブレット型パソコン 186台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月22日（金）
- (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県企業局総務企画課（14階）
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当するものを除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県企業局総務企画課経営企画調整・DX推進担当 電話番号023(630)2786
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県企業局総務企画課経営企画調整・DX推進担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。）第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。



## 7 落札者の決定の方法

規程第129条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和5年11月24日（金）午前11時までに山形県企業局総務企画課経営企画調整・DX推進担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(6) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: 2-in-1 personal computers Quantity: 186

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. December 22, 2023

(3) Contact point for the notice: General Affairs and Planning Division, Public Enterprise Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata City, Yamagata Prefecture 990-8570 Japan TEL 023(630)2786